○国立大学法人宮崎大学基本規則（案）

平成 16 年４月１日
制定

目次

第１章　総則（第１条―第７条の２）
第２章　教育研究組織等（第８条―第 17 条）
第３章　役員及び職員等（第 18 条―第 42 条の２）
第４章　運営組織等（第 43 条―第 50 条）
第５章　財務・会計（第 51 条―第 54 条）
第６章　点検・評価等（第 55 条―第 56 条）
第７章　その他（第 57 条―第 58 条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）及び本法人が設置する宮崎大学（以下「本学」という。）の教育研究組織等、役員、職員及び運営組織等その他の基本事項を定める。

（目的及び使命）

第２条　本法人及び本学（以下「本学等」という。）は、人類の英知の結晶としての学術・文化に関する知的遺産を継承・発展させ、豊かな人間性と創造的な課題解決能力を備えた人材の育成を目的とし、学術・文化の基軸として、地域社会及び国際社会の発展と人類の福祉の向上に資することを使命とする。

（事務所の所在地）

第３条　本学等の主たる事務所は、宮崎県宮崎市学園木花台西１丁目１番地に置く。

（資本金）

第４条　本法人の資本金は、国立大学法人法（以下「法人法」という。）第７条に規定する政府出資金とする。

（業務の範囲）

第５条　本法人は、次の業務を行う。

(1)　宮崎大学を設置し、これを運営すること。
(2)　本学学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
(3)　本法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の本法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
(4)　公開講座の開設その他の本学学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
(5)　本学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
(6)　本法人から委託を受けて、本法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条の４に規定する知的基盤をいう。）の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対し、出資を行うこと。
(7)　本学における研究の成果を活用する事業（法人法第 34 条の５第１項に規定する事業を除く。）であって国立大学法人法施行令第３条第１項で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。
(8)　本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって国立大学法人法施行令第３条第２項で定めるものを実施する者に出資（次号に該当するものを除く。）すること。
(9)　産業競争力強化法第 21 条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
(10)　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（中期計画）

第６条　本法人は、文部科学大臣の定める中期目標を達成するため、６年間の具体的な計画（以下「中期計画」という。）を作成し、文部科学大臣の認可を得るものとする。

２　社会のニーズ及び科学技術の進展等により中期計画を変更する必要が生じたときは、文部科学大臣の認可を得てこれを変更することができる。
３　前２項により認可を得た中期計画は、公表する。
第７条　削除
（中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等）
第７条の２　本法人は､法人法第 31 条の２第１項で定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を作成し、これを国立大学法人評価委員会に提出するとともに公表する。
第２章　教育研究組織等
（学部及び教員組織）
第８条　本学に、次に掲げる学部及び学科又は課程を置く。
(1)　教育学部
学校教育課程
(2)　医学部
医学科　看護学科
(3)　工学部
工学科
(4)　農学部
農学科　獣医学科
(5)　地域資源創成学部
地域資源創成学科
２　学部に関し必要な事項は、別に定める。
３　本学に、別に定めるところにより、工学教育研究部を置く。
４　本学に、別に定めるところにより、講座その他の教員組織を置く。
（大学院）
第９条　本学に、大学院を置く。
２　大学院に置く研究科及び課程は、次に掲げるとおりとする。
(1)　教育学研究科　専門職学位課程
(2)　健康科学研究科　修士課程及び博士課程
(3)　工学研究科　修士課程
(4)　農学研究科　修士課程
(5)　地域資源創成学研究科　修士課程
(6)　医学獣医学総合研究科　修士課程及び博士課程
(7)　農学工学総合研究科　博士後期課程
３　教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程とする。
４　研究科に、別に定めるところにより、専攻を置く。
５　研究科に関し必要な事項は、別に定める。
第 10 条　削除
（別科）
第 11 条　本学に、次に掲げる別科を置く。
畜産別科
２　別科に関し必要な事項は、別に定める。
（先端研究推進本部）
第 11 条の２　本学に、先端研究における戦略性の強化及び徹底したマネジメントを行うため、並びに多様な連携による先端研究プロジェクトを、機動的かつ計画的に創造し、社会実装等の成果を発信し続けるための施設として、先端研究推進本部を置く。
２　先端研究推進本部の下に、次に掲げるセンターを置く。
(1)　フロンティア科学総合研究センター
(2)　産業動物防疫リサーチセンター

(3)　GX 研究センター
3　前項各号に規定するセンターは、第１項に規定する多様な連携による先端研究プロジェクトの推進のほか、学内において共同で教育若しくは研究を行うための施設又は教育若しくは研究のため共用する施設としての機能を有する。
4　産業動物防疫リサーチセンターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学、研究機関等の利用に供することができる。
5　先端研究推進本部及び第２項に定めるセンターに関し必要な事項は、別に定める。
（機構）
第 12 条　本学に、次に掲げる機構を置く。
(1)　学び・学生支援機構
(2)　研究・産学地域連携推進機構
(3)　国際連携機構
2　国際連携機構に、国際連携センター及び多言語多文化教育研究センターを置く。
3　機構に関し必要な事項は、別に定める。
（附属図書館）
第 12 条の２　本学に附属して、図書館（以下「附属図書館」という。）を置く。
2　附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。
第 13 条　削除
（学部又は研究科附属の教育研究施設）
第 14 条　学部又は研究科に附属して、次に掲げる教育施設又は研究施設を置く。
(1)　教育学部附属教育協働開発センター
(2)　医学部附属病院（以下「附属病院」という。）
(3)　農学部附属次世代農学教育研究センター
(4)　農学部附属動物病院
(5)　農学部附属農業博物館
(6)　大学院地域資源創成学研究科附属地域資源情報活用センター（以下「地域資源情報活用センター」という。）
2　農学部附属次世代農学教育研究センターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。
3　第１項の施設に関し必要な事項は、当該学部長又は研究科長（附属病院にあっては、附属病院長）が別に定める。
（学部附属の学校）
第 15 条　教育学部に附属して、次の各号に掲げる学校（以下「附属学校」という。）を置く。
(1)　幼稚園
(2)　小学校
(3)　中学校
2　附属学校に関し必要な事項は、教育学部長が別に定める。
（IR センター）
第 15 条の２　本学に、教育・研究・社会貢献・大学経営等に関する情報を収集・分析するための施設として、IR センターを置く。
2　IR センターに関し必要な事項は、別に定める。
（総合技術センター）
第 15 条の３　本学に、教育研究に資する技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を行うとともに、技術の継承及び保存並びに技術研修を行うための施設として、総合技術センターを置く。
2　総合技術センターに関し必要な事項は、別に定める。
（安全衛生保健センター）
第 16 条　本学に、学生及び職員等の保健管理及び安全衛生に関する専門的業務を行うための施設として、安全衛生保健センターを置く。
2　安全衛生保健センターに関し必要な事項は、別に定める。

（情報基盤センター）
第 16 条の２　本学に、情報基盤センターを置く。
２　情報基盤センターに関し必要な事項は、別に定める。
（事務局等）
第 17 条　本学等に、庶務、会計、施設、教育・研究・診療の支援及び学生の厚生補導等に関する事務等を遂行するため、事務局、事務部及び必要に応じその他組織（以下「事務局等」という。）を置く。
２　事務局等に関し必要な事項は、別に定める。
第３章　役員及び職員等
（役員及び役員数）
第 18 条　本法人に、次の役員を置く。
(1)　学長
(2)　理事（常勤６人、非常勤１人）
(3)　監事（常勤及び非常勤各１人）
（役員の職務及び権限）
第 19 条　学長は、本学の校務をつかさどり所属職員を統督するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。
２　理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理する。
３　あらかじめ学長が指名する理事は、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。
４　監事は、別に定めるところにより、本法人の業務を監査する。この場合において、監事は、監査報告を作成しなければならない。
５　監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
６　監事は､本法人が法人法又は法人法第 35 条の２において準用する独立行政法人通則法(以下｢準用通則法」という。）の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。
７　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。
（学長等への報告義務）
第 19 条の２　監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長（当該役員が学長である場合にあっては、学長及び次条第１項に定める学長選考・監察会議）に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。
（役員の任命等）
第 20 条　学長の任命は、法人法第 12 条第２項に定める学長選考・監察会議の選考により、本法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。
２　学長の選考等に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。
３　学長の任期は、３年とし、再任を妨げない。再任の任期は３年とする。ただし、引き続き６年を超えて在任することはできない。
４　前項の規定を改正するときは、学長選考・監察会議の議を経なければならない。
５　理事の任命は、学長が行う。
６　理事の任期は、３年を越えない範囲で学長が定める期間とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。
７　理事の選考等に関し必要な事項は、学長が別に定める。
８　監事は、文部科学大臣が任命する。

9　監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法第38条第1項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の解任）

第21条　学長の解任は、学長選考・監察会議の申出により、文部科学大臣が行う。

2　学長の解任手続きは、学長選考・監察会議が別に定める。

3　理事の解任は、学長が行う。

4　理事の解任手続きは、学長が別に定める。

5　監事の解任は、文部科学大臣が行う。

（役員の報酬等）

第22条　役員の報酬及び退職手当等に関し必要な事項は、別に定める。

（職員の名称及び種類等）

第23条　本法人に、次に掲げる職員を置き、学長が任命する。

(1)　常勤職員
　　大学及び附属学校の教育職員（以下「教員」という。）
　　事務職員（図書系を含む。以下同じ。）
　　技術職員
　　技能・労務職員
　　教務職員
　　看護職員
　　医療職員

(2)　非常勤職員
　　フルタイム職員
　　パートタイム職員

(3)　特別教員

(4)　特別研究員

2　教員は、本学において次に掲げる種類とし、学校教育法第27条、第37条（同法第28条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第92条に定める職務に従事する。

(1)　教授
(2)　准教授
(3)　講師
(4)　助教
(5)　助手
(6)　校長
(7)　園長
(8)　教頭
(9)　主幹教諭
(10)　指導教諭
(11)　教諭
(12)　養護教諭
(13)　栄養教諭

3　事務職員は、教務、学生支援、社会連携、図書業務、総務・人事、会計、医療事務、その他大学・部局等の管理運営に関する業務をつかさどる。

4　技術職員は、施設管理等の管理運営に関する業務又は、物理・化学・機械・土木・建築・情報処理・電気電子・農業・医学・薬学・生物・放射線等に関する専門技術を有し、教育研究に対する技術支援業務に従事する。

5　技能・労務職員は、自動車運転、動物飼育その他技能に関する業務又は労務に関する業務に従事する。

6　教務職員は、教育研究の補助を行い、併せて学生の実験、実習、実技若しくは演習を直接指導し、又は研究題目を担当して直接研究を行う業務に従事する。
7　看護職員は、看護師、助産師、准看護師等の医療資格を持ち、看護業務に従事する。
8　医療職員は、薬剤師、栄養士、放射線技師、臨床検査技師、作業療法士、理学療法士、臨床工学技士、歯科技工士、歯科衛生士等の医療資格を持ち、専門分野の診療支援業務に従事する。
9　フルタイム職員は、有期雇用契約により、専門的業務、特定分野における業務に従事する者又は補助的、定型的な業務に従事する者で、１日につき８時間を超えない範囲内で日々雇い入れられる者とする。
10　パートタイム職員は、有期雇用契約により、専門的業務、特定分野における業務に従事する者又は補助的、定型的な業務に従事する者で、常勤職員より１日又は１週間の所定労働時間が短い者とする。
11　特別教員は、学校教育法第 92 条に掲げる職務に従事する。
12　教員（附属学校教員及び特別教員を除く。）の採用のための選考は、教育研究評議会の議に基づき学長が定める教員人事方針により、当該学部又は工学教育研究部の教授会（教授会が置かれない組織にあっては、別に定める組織）の議を経て、学長が行う。
13　前項以外の職員の採用及び昇任のための選考は、別に定めるところにより、学長が行う。

（職員の協働）

第 23 条の２　本学等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、職員相互の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、協働により職務を行うものとする。

（組織的な研修等）

第 23 条の３　本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。
２　本学は、学生に対する教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
３　各授業科目において、授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の本学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させる場合は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

（職員の就業等）

第 24 条　職員の採用、退職、給与、評価、服務、労働時間、休日及び休暇等その他職員の就業等に関し必要な事項は、別に定める。

（学長特別補佐）

第 24 条の２　本法人に、若干人の学長特別補佐を置くことができる。
２　学長特別補佐は、学長が命ずる特別な事項を担当し、学長を補佐する。
３　学長特別補佐の選考は、学長が行う。
４　学長特別補佐の任期は、１年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。
５　学長特別補佐に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（理事補佐）

第 25 条　本法人の各理事の下に、必要に応じ、若干人の理事補佐を置くことができる。
２　理事補佐は、本法人の職員をもって充てる。
３　理事補佐は、理事の職務を助ける。
４　理事補佐の選考は、学長が行う。
５　理事補佐の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、当該理事の任期の末日以前でなければならない。
６　理事補佐に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（副学長）

第 26 条　本学に、副学長を置き、本法人の理事又は本学の教授をもって充てる。
２　副学長は、学長の定めるところにより、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3　本学の教授を充てる副学長の選考は、別に定めるところにより、学長が行う。
4　本学の教授を充てる副学長の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。

（学部長）

第 27 条　第８条第１項に定める学部に、学部長を置き、教育学部、医学部、農学部及び地域資源創成学部の学部長は、当該学部の教授を、工学部の学部長は、第 29 条の２第１項に定める工学教育研究部長をもって充てる。
2　学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
3　教育学部、医学部、農学部及び地域資源創成学部の学部長の選考は、学長が行う。
4　教育学部、医学部、農学部及び地域資源創成学部の学部長の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。
5　教育学部、医学部、農学部及び地域資源創成学部の学部長の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（副学部長）

第 28 条　前条第１項に定める学部長の下に、次の各号に掲げる副学部長を置く。
(1)　教務担当
(2)　評価担当
(3)　研究担当
2　学部の必要に応じ、前項に定める以外の副学部長を置くことができる。
3　教育学部、医学部、農学部及び地域資源創成学部の副学部長は、当該学部の教授を、工学部の副学部長は、工学教育研究部の教授をもって充てる。
4　副学部長は、学部長の職務を助ける。
5　副学部長の選考は、当該学部長の推薦により学長が行う。
6　副学部長の任期は、１年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、当該学部長の任期の末日以前でなければならない。
7　副学部長に関し必要な事項は、当該学部長が別に定める。

（附属学校園統括長）

第 28 条の２　教育学部に、附属学校園統括長を置き、教育学部の教授をもって充てる。
2　附属学校園統括長は、教育学部長の監督の下に、附属学校を統括し、その職務に従事する。
3　附属学校園統括長の選考は、教育学部長の推薦により学長が行う。
4　附属学校園統括長の任期は、１年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、教育学部長の任期の末日以前でなければならない。
5　附属学校園統括長に関し必要な事項は、教育学部長が別に定める。

（学科長）

第 29 条　第８条第１項に定める学科に、学科長を置き、教育学部、医学部、農学部及び地域資源創成学部の学科長は当該学部の教授を、工学部の学科長は、工学教育研究部の教授をもって充てる。
2　学科長に関し必要な事項は、別に定める。

（工学教育研究部長）

第 29 条の２　工学教育研究部に、部長を置き、工学教育研究部の教授をもって充てる。
2　工学教育研究部長は，工学教育研究部に関する校務をつかさどる。
3　工学教育研究部長の選考は、学長が行う。
4　工学教育研究部長の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。
5　工学教育研究部長の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 30 条　削除

（研究科長）

第 31 条　第９条第２項に定める研究科に、研究科長を置き、教育学研究科の研究科長は、教育学部長を、農学研究科の研究科長は、農学部長を、工学研究科の研究科長は、工学教育研究部長を、地域資源創成学研究科の研究科長は、地域資源創成学部長をもって充てる。

２　健康科学研究科、医学獣医学総合研究科及び農学工学総合研究科の研究科長の選考は、学長が行う。
３　研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。
４　健康科学研究科、医学獣医学総合研究科及び農学工学総合研究科の研究科長の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。
５　健康科学研究科、医学獣医学総合研究科及び農学工学総合研究科の研究科長の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（専門職学位課程統括長）

第 32 条　教育学研究科に、専門職学位課程統括長を置き、教育学研究科の教授をもって充てる。
２　専門職学位課程統括長は、教育学研究科長の監督の下に、専門職学位課程に係る専門的な業務を統括し、その職務に従事する。
３　専門職学位課程統括長の選考は、教育学研究科長の推薦により学長が行う。
４　専門職学位課程統括長の任期は、１年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、教育学研究科長の任期の末日以前でなければならない。
５　専門職学位課程統括長に関し必要な事項は、教育学研究科長が別に定める。

（先端研究推進本部等の長）

第 32 条の２　第 11 条の２第１項に定める先端研究推進本部に、先端研究推進本部長を置き、本学の副学長をもって充てる。
２　第 11 条の２第２項に定める各センターに、センター長を置き、本学の教授又は准教授をもって充てる。
３　センター長の選考は、別に定めるところにより、学長が行う。
４　センター長の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。

（機構の長）

第 32 条の３　第 12 条第１項に定める機構に、機構の長を置き、本学の副学長をもって充てる。

（附属図書館長）

第 32 条の４　附属図書館に、館長を置く。
２　附属図書館長は、本学の副学長をもって充てる。

第 33 条　削除

（学部又は研究科附属の教育研究施設の長）

第 34 条　第 14 条第１項に定める学部又は研究科附属の教育施設又は研究施設（附属病院を除く。）に、施設の長を置き、当該学部又は研究科の教授又は准教授をもって充てる。
２　施設の長の選考及び任期は、当該学部長又は研究科長が別に定める。

（附属病院長）

第 35 条　附属病院に、病院長を置き、本法人の理事をもって充てる。

第 36 条　削除

第 37 条　削除

（附属学校の主任等）

第 38 条　附属学校に、次表に掲げる主任等を置く。

学校名	主任等の種類
附属小学校	教務主任、学年主任、保健主事
附属中学校	教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事

２　附属学校に、前項に定めるもののほか、研究主任及び教育実習主任を置き、当該附属学校の教諭をもって充てる。
３　研究主任及び教育実習主任は、校長の監督を受け、それぞれ、当該附属学校が行う研究協力又は教育実習の実施に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

４　附属学校に、第１項及び第２項に定めるもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

（学校評議員）

第 39 条　附属学校に、学校評議員を置く。

２　学校評議員は、学校教育法施行規則第 49 条第３項（同規則第 39 条及び第 79 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、本法人の役員及び職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育学部長が委嘱する。

３　学校評議員に関し必要な事項は、教育学部長が別に定める。

（IR センター長）

第 39 条の２　第 15 条の２第１項に定める IR センターに、IR センター長を置き、本学の副学長をもって充てる。

（総合技術センター長）

第 39 条の３　第 15 条の３第１項に定める総合技術センターに、総合技術センター長を置き、本学の副学長をもって充てる。

（安全衛生保健センター長）

第 40 条　第 16 条第１項に定める安全衛生保健センターに、センター長を置き、本学の教授をもって充てる。

２　安全衛生保健センター長の選考は、別に定めるところにより、学長が行う。

３　安全衛生保健センター長の任期は３年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。

（情報基盤センター長）

第 40 条の２　第 16 条の２第１項に定める情報基盤センターに、センター長を置き、本学の教授をもって充てる。

２　情報基盤センター長の選考は、別に定めるところにより、学長が行う。

３　情報基盤センター長の任期は３年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。

（事務局長等）

第 41 条　第 17 条第１項に定める事務局に、事務局長を置き、本法人の理事をもって充てる。

２　事務局長は、学長の監督の下に事務局の事務を掌理し、並びに第 17 条第１項に定める事務部の事務について総括し、及び調整する。

３　事務局長以外の職員（教員を除く。）は、別に定める。

第 42 条　削除

（特任教授等）

第 42 条の２　本法人の常勤の教員以外の職員で本学の教育又は研究に従事する者のうち、適当と認められる者は、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教又は特任助手（以下「特任教授等」という。）と称することができる。

２　特任教授等の選考に関し必要な事項は、別に定める。

第４章　運営組織等

（役員会）

第 43 条　本法人に、法人法第 11 条第３項の規定に基づき、学長及び理事で構成する国立大学法人宮崎大学役員会（以下「役員会」という。）を置く。

２　役員会に関し必要な事項は、別に定める。

（経営協議会）

第 44 条　本法人に、法人法第 20 条第１項の規定に基づき、本法人の経営に関する重要事項を審議するため、国立大学法人宮崎大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）を置く。

２　経営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究評議会）

第 45 条　本法人に、法人法第 21 条第１項の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、国立大学法人宮崎大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）を置く。

２　教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。
（部局長等会議）
第 46 条　本法人に、円滑な本学等の運営に資するため、部局長等会議を置く。
２　部局長等会議に関し必要な事項は、別に定める。
（全学委員会）
第 47 条　本学等に、必要に応じ、本学等の運営及び教育研究に関する事項を審議するため、全学委員会を置く。
２　全学委員会に関し必要な事項は、別に定める。
（教授会）
第 48 条　第８条第１項に定める各学部及び同条第３項に定める工学教育研究部に、学校教育法第 93 条第１項の規定に基づき、教授会を置く。
２　教授会は､学部長及び工学教育研究部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議する。
３　教授会は、学生の入学、卒業、学位の授与及びその他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて意見を述べるものとする。
４　教授会は、前項のほか、学長の求めに応じ、教育研究に関する事項について意見を述べることができる。
５　教授会に関しその他必要な事項は、別に定める。
（研究科委員会）
第 49 条　第９条２項に定める各研究科に、研究科委員会を置く。
２　研究科委員会は、研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議する。
３　研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。
（職員会議）
第 50 条　附属学校に、職員会議を置く。
２　職員会議に関し必要な事項は、教育学部長が別に定める。

第５章　財務・会計

（事業年度）
第 51 条　本法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。
（会計の原則）
第 52 条　本法人の会計は、国立大学法人法施行規則第 13 条で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。
（財務諸表等）
第 53 条　本法人は、毎事業年度の財務諸表等を事務所に備え置き、６年間、一般の閲覧に供する。
（会計規則）
第 54 条　本法人の財務・会計に関する規則は、別に定める。

第６章　点検・評価等

（自己点検・評価及び第三者評価）
第 55 条　本学は、学校教育法第 109 条第１項の規定に基づき、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
２　前項の点検及び評価の結果について、本法人の役員及び職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。
３　本学は、学校教育法第 109 条第２項及び第３項の規定に基づき、認証評価を受け、その結果を公表する。
４　本学等は、法人法第 31 条の２の規定に基づき、中期目標・中期計画に基づく業務の実績についての評価を受け、その結果を公表する。
５　本学は、それぞれの教育分野において信頼できる分野別第三者による検証・助言等を受ける仕組みがある場合には、当該検証・助言等を受けるよう努めるものとする。
（質保証）
第 56 条　本学等は、前条の点検及び評価等の結果を受けて、改善・向上に努め、本学等の教育研究活動等の質を自ら継続的に保証するものとする。

第７章　その他

（公開講座等）

第 57 条　本学等は、別に定めるところにより、第５条第４号に定める公開講座等を行う。

（教育研究等の状況の公表）

第 58 条　本学等は、教育課程その他教育及び研究の状況並びに組織及び運営の状況を、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法により公表する。

附　則

１　この規則は、平成 16 年４月１日から施行する。

２　この規則施行後最初に選考される学部長、共通教育部長、附属図書館長及び医学分館長は、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第２条に定める廃止前の国立学校設置法により設置された宮崎大学（以下「旧大学」という。）が廃止された時の学部長、共通教育部長、附属図書館長及び医学分館長とし、その任期は、第 27 条第３項、第 30 条第４項及び第 32 条第４項の定めにかかわらず、旧大学の学部長、共通教育部長、附属図書館長及び医学分館長としての残任期間とする。

附　則

この規則は、平成 17 年１月 20 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成 17 年５月 26 日から施行し、平成 17 年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成 17 年 10 月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成 19 年６月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成 19 年 11 月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成 20 年１月 24 日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。ただし、第 32 条の改正規定は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成 20 年２月 28 日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成 20 年４月１日から施行する。

２　改正前の第８条第１項第１号で定める教育文化学部地域文化課程、生活文化課程及び社会システム課程は、改正後の同号の規定にかかわらず、平成 20 年３月 31 日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則

この規則は、平成 20 年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成 21 年４月 23 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 21 年７月２日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成 22 年４月１日から施行する。

2　改正前の第８条第１項第４号で定める農学部食料生産科学科、生物環境科学科、地域農業システム学科、応用生物科学科及び獣医学科は、改正後の同号の規定にかかわらず、平成 22 年３月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
3　改正前の第９条第２項第２号で定める医学系研究科は、改正後の同号の規定にかかわらず、平成 22 年３月 31 日に当該研究科の専攻に在学する者が当該研究科の専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則

この規則は、平成 22 年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成 22 年 10 月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成 23 年 10 月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成 24 年４月１日から施行する。
2　改正前の第８条第１項第３号で定める工学部材料物理工学科、物質環境化学科、電気電子工学科、土木環境工学科、機械システム工学科及び情報システム工学科は、改正後の同号の規定にかかわらず、平成24年３月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
3　この規則施行後、最初に選考される工学教育研究部長の任期は、第 29 条の２第４項の定めにかかわらず、平成 25 年９月 30 日までとする。

附　則

この規則は、平成 24 年 11 月 22 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 25 年７月１日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定中 IR 推進センターに係る部分及び第 14 条の改正規定は、平成 25 年 10 月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成 26 年４月１日から施行する。
2　改正前の第９条第２項第２号で定める医科学看護学研究科は、改正後の同号の規定にかかわらず、平成 26 年３月 31 日に当該研究科の専攻に在学する者が当該研究科の専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則

この規則は、平成 26 年 11 月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成 27 年４月１日から施行する。
2　この規則施行の際現に監事である者の任期は、第 20 条第７項にかかわらず、平成 28 年３月 31 日までとする。

附　則

この規則は、平成 27 年 10 月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成 27 年 10 月 22 日から施行し、平成 27 年 10 月１日から適用する。

附　則

1　この規則は、平成 28 年４月１日から施行する。
2　改正前の第８条第１項第１号で定める教育文化学部、教育文化学部学校教育課程及び人間社会課程は、改正後の同号の規定にかかわらず、平成 28 年３月 31 日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則

この規則は、平成 28 年６月 22 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和元年６月 27 日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年１月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年１月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

２　改正前の第９条第２項第１号で定める教育学研究科修士課程は、改正後の同号の規定にかかわらず、令和２年３月 31 日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

２　改正前の第８条第１項第３号で定める工学部環境応用化学科、社会環境システム工学科、環境ロボティクス学科、機械設計システム工学科、電子物理工学科、電気システム工学科及び情報システム工学科は、改正後の同号の規定にかかわらず、令和３年３月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則

この規則は、令和３年６月 24 日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年 10 月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年 10 月 28 日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

２　この規則施行の日の前日において現に理事である者の任期は、改正後の第 20 条第６項の規定にかかわらず、令和６年９月 30 日までとする。

附　則

この規則は、令和４年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年 10 月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、令和５年７月１日から施行する。

２　この規則施行の日の前日において現に情報基盤センター長である者の任期は、改正後の第 40 条の２第３項の規定にかかわらず、令和６年９月 30 日までとする。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、令和６年７月１日から施行し、改正後の第 19 条第６項の規定については、令和６年４月１日から適用する。

２　第 20 条第３項の規定にかかわらず、令和６年 10 月１日に学長となる者の任期は、令和９年３月 31 日までとする。

附　則

この規則は、令和６年 10 月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。
2　改正前の第８条第１項第４号で定める農学部植物生産環境科学科、森林緑地環境科学科、応用生物科学科、海洋生物環境学科及び畜産草地科学科は、改正後の同号の規定にかかわらず、令和７年３月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

○宮崎大学学務規則（案）

平成 16 年４月１日
制定

目次

第１章　学部
第１節　学部、学科又は課程の目的等（第１条・第１条の２）
第２節　収容定員（第１条の３）
第３節　学年、学期及び休業日（第２条―第４条）
第４節　修業年限及び在学期間（第５条・第６条）
第５節　入学（第７条―第 13 条）
第６節　教育課程、履修方法等及び教員免許状（第 14 条―第 29 条）
第７節　休学、復学、転学部、転学、留学、退学及び除籍（第 30 条―第 37 条）
第８節　卒業及び学位（第 38 条―第 40 条）
第９節　賞罰（第 41 条・第 42 条）
第 10 節　厚生施設（第 43 条）
第 11 節　研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第 44 条―第 47 条）
第 12 節　検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第 48 条―第 59 条）
第２章　大学院
第１節　課程等の目的（第 60 条・第 60 条の２）
第２節　収容定員等（第 61 条・第 61 条の２）
第３節　学年、学期及び休業日（第 62 条）
第４節　修業年限及び在学期間（第 63 条・第 64 条）
第５節　入学（第 65 条―第 69 条）
第６節　教育課程、教育方法等、課程の修了要件及び教員免許状（第 70 条―第 79 条）
第７節　休学、転学、留学、復学、退学及び除籍（第 80 条―第 83 条）
第８節　学位（第 84 条・第 85 条）
第９節　賞罰（第 86 条）
第 10 節　研究生、科目等履修生、外国人留学生、特別聴講学生及び特別研究学生（第 87 条―第 89 条）
第 11 節　検定料、入学料及び授業料（第 90 条）
第 12 節　雑則（第 91 条）
第３章　別科
第１節　収容定員（第 92 条）
第２節　学年、学期及び休業日（第 93 条）
第３節　修業年限及び在学期間（第 94 条・第 95 条）
第４節　入学（第 96 条―第 101 条）
第５節　履修方法等（第 102 条・第 103 条）
第６節　休学、復学、退学及び除籍（第 104 条・第 105 条）
第７節　修了（第 106 条）
第８節　賞罰（第 107 条）
第９節　検定料、入学料及び授業料（第 108 条）
第 10 節　雑則（第 109 条）
附則

第１章　学部

第１節　学部、学科又は課程の目的等

（学部、学科又は課程の目的等）

第１条　宮崎大学（以下「本学」という。）に置く学部、学科又は課程は、人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

２　前項の目的は、各学部において別に定める。

（方針）

第１条の２　本学は、国立大学法人宮崎大学基本規則（以下「基本規則」という。）第２条に定める目的及び使命並びに学部及び学科又は課程等の教育上の目的を踏まえて、本学、学部及び学科又は課程ごとに、次に掲げる方針を定めるものとする。

(1)　卒業認定・学位授与に関する方針

(2)　教育課程の編成及び実施に関する方針

(3)　入学者の受入れに関する方針

２　前項第２号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第１号に掲げる方針との一貫性の確保に、特に意を用いなければならない。

第２節　収容定員

（収容定員）

第１条の３　本学に置く学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	入学定員	収容定員
教育学部	学校教育課程	140	560
	計	140	560
医学部	医学科	100	600
	看護学科	60	240
	計	160	840
工学部	工学科	370(10)	1,480(20)
	計	370(10)	1,480(20)
農学部	農学科	235	940
	獣医学科	30	180
	計	265	1,120
地域資源創成学部	地域資源創成学科	90	360
	計	90	360
合計		1,025(10)	4,360(20)

備考　（　）書きは、第３年次編入学定員分で外数である。

第３節　学年、学期及び休業日

（学年）

第２条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（学期）

第３条　学年を、前学期及び後学期の２学期に分け、前学期を４月１日から９月 30 日まで、後学期を 10 月１日から翌年３月 31 日までとする。

２　前項に定める各学期は、前半及び後半に分け、前学期の前半を第１期、後半を第２期、後学期の前半を第３期、後半を第４期とすることができる。

（休業日）

第４条　授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3)　春季休業

(4)　夏季休業

(5)　冬季休業

２　前項第３号から第５号までの期間については、別に定める。

３　学長は、必要があると認める場合は、臨時の休業日を定めることができる。

４　学長は、必要があると認める場合は、休業日であっても授業を行う日とすることができる。

第４節　修業年限及び在学期間

（修業年限）

第５条　学部の修業年限は、４年とする。ただし、医学部医学科及び農学部獣医学科においては６年とする。

（在学期間）

第６条　学生の在学期間は、前条に規定する修業年限の２倍の期間を超えることはできない。ただし、医学部医学科においては第１年次及び第２年次を通算して４年、第３年次から第６年次を通算して８年を超えることはできない。

２　第 13 条第１項の規定により入学した学生の在学期間は、同条第２項の規定により定められた在学すべき年数の２倍の期間を超えることはできない。

第５節　入学

（入学の時期）

第７条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第８条　本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2)　通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者

(3)　外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6)　文部科学大臣の指定した者

(7)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8)　学校教育法第 90 条第２項の規定により大学に入学した者にあっては、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(9)　本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

（入学の志願）

第９条　本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

（合格者の決定）

第 10 条　学長は、前条の規定による入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会（基本規則第 48 条で定める教授会をいう。以下同じ。）の議を経て、合格者を決定する。

（入学の手続）

第 11 条　前条の規定による合格者で、本学に入学しようとする者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

（入学の許可）

第 12 条　学長は、前条の規定により、入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に対し、入学を許可する。

（再入学、編入学及び転入学）

第 13 条　学長は、次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(1)　第 36 条若しくは第 37 条第３号から第５号までの一の規定により本学の一学部を退学し、又は除籍された者で、当該学部に再入学を願い出た者

(2)　大学を卒業し、又は退学した者で、編入学を願い出た者

(3)　短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者で、編入学を願い出た者

(4)　専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）で、編入学を願い出た者
(5)　学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）附則第７条の規定に該当する者で、編入学を願い出た者
(6)　他の大学に在学する者で、当該大学の学長が転入学の志願を承認した者
２　前項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位の取扱い並びに在学すべき年数については、当該学部教授会の議を経て学部長が決定する。
３　第９条、第 11 条及び前条の規定は、第１項の規定により入学する者にこれを準用する。

第６節　教育課程、履修方法等及び教員免許状

（教育課程の編成方針）
第 14 条　本学は、基本規則第２条に定める目的及び使命並びに各学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために、第１条の２に定める方針に基づき必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
２　教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養を培うよう適切に配慮するものとする。
（連携開設科目）
第 14 条の２　本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 19 条の２第１項第２号に規定する大学等連携推進法人の認定を受けた大学が本学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を本学において開設したものとみなすことができる。
（連携開設科目に係る単位の認定）
第 14 条の３　本学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。
２　前項において修得したものとみなす単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、30 単位を超えないものとする。
（授業科目及び履修方法等）
第 15 条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により柔軟に行うものとする。
２　本学で開設する授業科目及び履修方法等は、別に定める。
３　前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
（授業科目の補助）
第 15 条の２　各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他本学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができる。
（教育内容等の改善のための組織的な研修等）
第 15 条の３　本学は、学部の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
２　本学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。
（単位の修得）
第 16 条　学生は、別に定めるところにより授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。
２　学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が１年間又は１学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。
３　学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
（他学部等の授業科目の履修）
第 17 条　学生は、別に定めるところにより他の学部又は所属する学部の他の学科・課程の授業科目を履修することができる。

（教員免許状授与の所要資格取得のための履修等）

第 18 条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

２　前項の規定により、所要の単位を修得した者が取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

区分		教員免許状の種類	免許教科
教育学部	学校教育課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、家庭、英語
		特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者
工学部	工学科	高等学校教諭一種免許状	理科、工業、情報
農学部	農学科	高等学校教諭一種免許状	理科、農業、水産

（他の大学等における授業科目の履修等）

第 19 条　教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）との協議に基づき、学生に当該他の大学等の授業科目を履修させることができる。

２　前項の規定により修得した授業科目の単位については、60 単位を超えない範囲で、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

３　第１項の規定により、他の大学等で履修した期間は、本学の修業年限に算入する。

４　前２項の規定は、第 35 条の規定により学生が外国の大学及び短期大学（以下「外国の大学等」という。）に留学する場合に準用する。

（休学期間中の外国の大学等における学修）

第 20 条　教育上有益と認めるときは、外国の大学等との協議に基づき、学生が休学期間中に外国の大学等の授業科目を履修し、修得した単位を、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、認定することができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第 21 条　教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

（入学前の既修得単位等の取扱い）

第 22 条　教育上有益と認めるときは、第 12 条の規定により本学に入学した者が本学入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学入学後の本学学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条に規定する学修を、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

３　前２項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第 13 条に規定する再入学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 19 条第２項及び第 20 条並びに前条に規定する単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

４　第１項及び第２項に規定する授業科目及び単位の認定に係る手続等については、別に定める。

（単位の計算方法）
第 23 条　授業科目の単位の計算方法は、１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって１単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部が定める時間の授業をもって１単位とすることができる。
２　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目についてはこれらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、各学部において単位数を定めることができる。
（１年間の授業期間）
第 24 条　１年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。
（授業科目の授業期間）
第 25 条　各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、８週、10 週、15 週又は各学部が定める適切な期間を単位として行うものとする。
（授業科目の成績）
第 26 条　授業科目を履修した学生に対しては､別に定めるところによりレポート等も含めた多様な成績評価を行う。
（成績評価基準等の明示等）
第 26 条の２　各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに１年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
２　各学部は、学習の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
（単位の授与）
第 27 条　授業科目を履修し、その成績評価に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第 37 条第４号の規定により除籍された者については、授業料未納期間に係る単位は認定しない。
（遠隔授業による修得単位）
第 28 条　第 15 条第２項の授業方法により修得した単位は、60 単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位の中に算入することができる。ただし、124 単位を超える単位数を卒業要件とする学部にあっては、別に定める。
（委任規定）
第 29 条　本節に規定するもののほか、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、各学部長が別に定める。

第７節　休学、復学、転学部、転学、留学、退学及び除籍

（休学）
第 30 条　疾病その他止むを得ない事由により引き続き２か月以上修学することができない者は､学部長の許可を得て休学することができる。
２　学部長は、疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者については、当該学部教授会の議を経て、休学を命ずることができる。
（休学期間）
第 31 条　休学期間は、１年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学部長の許可を得て、１年を超えない範囲内において休学期間を延長することができる。なお、当該延長に係る期間が満了する場合において、これを更に延長しようとするときも同様とする。
２　休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。ただし、医学部医学科及び農学部獣医学科にあっては通算して４年を超えることができない。
３　休学期間は、第６条に規定する在学期間には算入しない。
（復学）
第 32 条　休学期間が満了するとき又は休学期間中にその事由が消滅した場合は､学部長の許可を得て復学することができる。

２　第 30 条第２項の規定により休学を命ぜられた者が復学するときは、医師の診断書を添え、その所属する学部長に願い出て、当該学部教授会の議を経て、学部長の許可を得なければならない。

（転学部、転学科及び転課程）

第 33 条　学生が、他の学部に転学部の志願をしようとするときは、その所属する学部長に願い出て、当該学部及び志願する学部の教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

２　学生が、その所属する学部の学科又は課程から同一学部の他の学科又は課程に転じようとするときは、その所属する学部長に願い出て、当該学部教授会の議を経て、学部長の許可を得なければならない。

３　第 13 条第２項の規定は、前２項の規定により転学部、転学科又は転課程をする者に、これを準用する。

４　第１項及び前項に定めるもののほか、転学部に関し必要な事項は、別に定める。

（転学）

第 34 条　学生が、他の大学への入学又は転入学を志願しようとするときは、理由書を添え、その所属する学部長を経て、学長に願い出なければならない。

（留学）

第 35 条　学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学等との協議に基づき、学生を外国の大学等に留学させることができる。

２　留学に関し必要な事項は、別に定める。

（退学）

第 36 条　学生が、退学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

（除籍）

第 37 条　次の各号の一に該当する者については、当該学部教授会の議を経て、学長は、これを除籍する。

(1)　第６条に規定する在学期間を超えた者

(2)　第 31 条第１項及び第２項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者

(3)　第 49 条第３項から第５項に規定する納付すべき入学料を納付しない者

(4)　授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお当該年度の末日（当該年度の中途において所定の在学期間を超えることとなる場合にあっては、その超えることとなる日の前日）までに納付しない者

(5)　行方不明の届出があった者

第８節　卒業及び学位

（卒業の認定）

第 38 条　卒業の認定は、第５条に規定する修業年限（第 13 条第１項の規定により入学した者にあっては、同条第２項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の単位数（医学部医学科にあっては授業時間数を含む。）を修得し、かつ、学部が定める卒業の審査に合格した者について、当該学部教授会の議を経て、学長が行う。

（卒業証書・学位記の授与）

第 39 条　学長は、前条の規定により卒業の認定をした者に対し、卒業証書・学位記を授与する。

（学位の授与）

第 40 条　卒業の認定を受けた者には、次の区分に従い学位を授与する。

教育学部　学士（教育学）
医学部医学科　学士（医学）
医学部看護学科　学士（看護学）
工学部　学士（工学）
農学部（獣医学科を除く。）　学士（農学）
農学部獣医学科　学士（獣医学）
地域資源創成学部　学士（地域資源創成学）

２　学位に関し必要な事項は、別に定める。

第９節　賞罰

（表彰）

第 41 条　表彰に価する行為があった学生は、当該学部教授会の議を経て、学長がこれを表彰することができる。

（懲戒）

第 42 条　この規則その他本学の諸規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、当該学部教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2　前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3　前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

(1)　性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2)　本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4　停学の期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。

5　懲戒の手続については、別に定める。

第 10 節　厚生施設

（学生寄宿舎及び国際交流宿舎）

第 43 条　本学に、学生寄宿舎及び国際交流宿舎を置く。

2　学生寄宿舎及び国際交流宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 節　研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

（研究生）

第 44 条　本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、研究生として入学を許可することができる。

2　研究生に関し必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第 45 条　本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

2　科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第 46 条　他の大学若しくは短期大学又は外国の大学等の学生で、本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学若しくは短期大学又は外国の大学等との協議に基づき、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2　特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第 47 条　外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

2　前項の外国人留学生に対しては、第 15 条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3　前 2 項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 節　検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額）

第 48 条　検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

（入学料）

第 49 条　入学料は、入学を許可するものとしての通知を行い、本学所定の入学手続をするときまでに徴収する。

2　所定の期日までに、入学料を納付しない者（入学料の免除申請書又は徴収猶予申請書を受理された者を除く。）は、入学を許可しない。

3　入学料の免除の不許可及び半額免除の許可になった者については、免除の不許可及び半額免除の許可が告知された日から起算して 14 日以内に、納付すべき入学料を徴収する。

4　入学料の徴収猶予の不許可になった者については、徴収猶予の不許可が告知された日から起算して 14 日以内に、納付すべき入学料を徴収する。

５　入学料の徴収猶予の許可になった者については、徴収猶予期間経過後 14 日以内に、納付すべき入学料を徴収する。

（入学料の免除及び徴収猶予）

第 50 条　特別な事情により入学料の納付が困難であると認められる者に対しては、入学料を免除し、あるいは徴収を猶予することができる。

２　入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項については、別に定める。

（授業料）

第 51 条　授業料は、次に定める前期及び後期の２期に区分し、それぞれ年額の２分の１に相当する額を徴収する。

前期　４月から９月までの分　４月 30 日まで

後期　10 月から翌年３月までの分　10 月 31 日まで

２　前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収する。

（休学及び復学の場合の授業料）

第 52 条　授業料の納入期限までに休学を許可され若しくは休学を命ぜられ又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可され若しくは休学を命ぜられた場合は、月割計算により休学当月の翌月から（ただし、月の初日から休学期間が開始する場合は、休学の当月から）復学当月の前月までの授業料を免除する。

２　前期又は後期の中途において、復学した者の授業料の額は、年額の 12 分の１に相当する額に復学した月から当該期末までの月数を乗じた額とし、復学の日の属する月に徴収する。

（学年の中途で卒業する場合の授業料）

第 53 条　学年の中途で卒業する見込みの者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の 12 分の１に相当する額に在学する予定の月数を乗じた額とし、当該学年の始めの月に徴収する。ただし、卒業する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

（退学等及び停学の場合の授業料）

第 54 条　前期又は後期の中途において、退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は、徴収する。ただし、第 37 条第３号から第５号までの規定により除籍された場合又は死亡のため学籍を除いた場合は、この限りでない。

２　停学期間中の授業料は、徴収する。

（授業料の免除及び徴収猶予）

第 55 条　経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、その他特別な事情があると認められる者に対しては、授業料の免除あるいは徴収を猶予することができる。

２　授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項については、別に定める。

（寄宿料）

第 56 条　寄宿料は、別に定めるところにより徴収する。

（寄宿料の免除）

第 57 条　死亡した者、行方不明の理由により除籍された者又は災害の理由により寄宿料の納付が著しく困難と認められる者に対しては、寄宿料を免除することができる。

２　寄宿料の免除に関し必要な事項については、別に定める。

（既納の授業料等）

第 58 条　既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、これを返還しない。ただし、次項から第４項に該当する場合は、この限りでない。

２　第２次の学力検査等において、出願書類等による第１段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他による第２段階目の選抜を行う場合、第１段階目の選抜で不合格となった者に対しては、所定の期日までに当該者の申出があった場合には、既納の検定料のうち、別に定める第２段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。

３　第 51 条第２項の規定により前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学し、納付した者の申出があった場合には、後期分の授業料に相当する額を返還する。

４　授業料を納付した者について、死亡のため学籍を除いた場合は、既納の授業料のうち、月割計算により死亡した日の属する月の翌月以降の授業料を返還する。

（研究生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料並びに特別聴講学生の授業料）

第 59 条　研究生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

２　研究生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の徴収方法については、別に定める。

３　国立大学の学生である特別聴講学生については、検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

４　公私立大学の学生である特別聴講学生については、授業料のみを徴収する。この場合の授業料の額及び徴収方法は、別に定める。

第２章　大学院

第１節　課程等の目的

（課程等の目的）

第 60 条　本学大学院（以下「大学院」という。）に置く修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

２　健康科学研究科博士後期課程、医学獣医学総合研究科博士課程及び農学工学総合研究科博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

３　教育学研究科専門職学位課程は、学校教育に関する理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、実践力・応用力を有する教員を養成することを目的とする。

４　各研究科又は専攻の目的は、各研究科において別に定める。

（方針）

第 60 条の２　本学は、前条の目的を踏まえて、大学院、研究科又は専攻ごとに、次に掲げる方針を定めるものとする。

(1)　修了認定・学位授与に関する方針

(2)　教育課程の編成及び実施に関する方針

(3)　入学者の受入れに関する方針

２　前項第２号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第１号に掲げる方針との一貫性の確保に、特に意を用いなければならない。

第２節　収容定員等

（収容定員）

第 61 条　大学院に置く研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程 博士前期課程		博士課程 博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	教職実践開発専攻					20	40
	計					20	40
健康科学研究科	看護学専攻 心理科学専攻	10 6	20 12	3	9		
	計	16	32	3	9		
工学研究科	工学専攻	144	288				
	計	144	288				
農学研究科	農学専攻	68	136				
	計	68	136				
地域資源創成学研究科	地域資源創成学専攻	5	10				
	計	5	10				
医学獣医学総	医科学獣医科学専攻	10	20				

合研究科	医学獣医学専攻			23	92		
	計	10	20	23	92		
農学工学総合研究科	資源環境科学専攻 生物機能応用科学専攻 物質・情報工学専攻			7 4 5	21 12 15		
	計			16	48		
合計		243	486	42	149	20	40

（目安定員）

第 61 条の２　各専攻に置くコースの目安定員を示す必要がある場合は、別途研究科規程等に定めるものとする。

第３節　学年、学期及び休業日

（学年、学期及び休業日）

第 62 条　学年、学期及び休業日は、第２条から第４条までの規定を準用する。

第４節　修業年限及び在学期間

（標準修業年限）

第 63 条　修士課程の標準修業年限は、２年とする。

２　医学獣医学総合研究科博士課程の標準修業年限は、４年とする。

３　農学工学総合研究科博士後期課程の標準修業年限は、３年とする。

４　教育学研究科専門職学位課程の標準修業年限は、２年とする。ただし、教育上の必要があり、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他の特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、教育学研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を１年以上２年未満とすることができる。また、学部での教員免許状未取得者等に対して教育を行う場合であって、教育上支障を生じないときは、教育学研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を２年を超える期間とすることができる。

５　健康科学研究科博士課程の標準修業年限は５年とし、博士前期課程の標準修業年限は２年、博士後期課程の標準修業年限は３年とする。

（在学期間）

第 64 条　在学期間は、修士課程及び博士前期課程にあっては４年、医学獣医学総合研究科博士課程にあっては８年、健康科学研究科博士後期課程及び農学工学総合研究科博士後期課程にあっては６年、教育学研究科専門職学位課程にあっては前条第４項で定める学生の履修上の区分による標準修業年限の２倍の年数を超えることができない。

第５節　入学

（入学時期）

第 65 条　入学は、学年の始めとする。ただし、各研究科においては、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第 66 条　修士課程、博士前期課程及び教育学研究科専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　学校教育法第 83 条に定める大学の卒業者

(2)　学校教育法第 104 条第７項の規定により学士の学位を授与された者

(3)　外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5)　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6)　文部科学大臣の指定した者

(7)　大学に３年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものとして認めた者
(8)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
(9)　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
(10)　学校教育法第 102 条第２項の規定により大学院に入学した者にあっては、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
(11)　本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者

２　健康科学研究科博士後期課程及び農学工学総合研究科博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1)　修士の学位又は専門職学位を有する者
(2)　外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(4)　我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(5)　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第１条第２項に規定する国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
(6)　外国の学校、第４号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条の２に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
(7)　文部科学大臣の指定した者
(8)　学校教育法第 102 条第２項の規定により大学院に入学した者にあっては、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
(9)　本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者

３　医学獣医学総合研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1)　大学の医学、歯学又は修業年限６年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を卒業した者
(2)　外国において学校教育における 18 年の課程（最終課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者
(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者
(4)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
(5)　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が５年以上である課程を修了する

こと（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6)　大学（医学、歯学又は修業年限６年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を含むものに限る。）に４年以上在学し、本学大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(7)　文部科学大臣の指定した者

(8)　外国において学校教育における 16 年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、本学大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(9)　学校教育法第 102 条第２項の規定により大学院（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。）に入学した者にあっては、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(10)　本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学（医学、歯学又は修業年限６年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を含むものに限る。）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者

（入学者選抜）

第 67 条　入学志願者に対しては、学力試験、面接試験及び健康診断を行い、これに出身大学長の提出する調査書の成績等を総合し、当該研究科委員会（基本規則第 49 条で定める研究科委員会をいう。以下同じ。）の議を経て、学長が合格者を決定する。

２　選抜の方法及び時期は、当該研究科において別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第 68 条　前条の選抜試験（再入学及び転入学を含む。）に合格した者は、当該研究科において別に定めるところにより入学の手続を行い、かつ、誓約書を提出しなければならない。

２　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（転入学及び再入学）

第 69 条　退学し、又は除籍（第 83 条において準用する第 37 条第３号から第５号までの規定のいずれかに該当する者に限る。）された学生で、同一専攻に再入学を志願する者には、退学又は除籍後１年以内に限り、学長がこれを許可することができる。ただし、医学獣医学総合研究科博士課程及び農学工学総合研究科博士後期課程においては、当該研究科の定めるところにより、退学又は除籍後３年以内に限り、学長がこれを許可することができる。

２　転入学を志願する者があるときは、その志願する研究科の専攻に欠員がある場合に限り、選考の上、学長がこれを許可することがある。

第６節　教育課程、教育方法等、課程の修了要件及び教員免許状

（教育課程の編成方針）

第 70 条　大学院の教育は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために、第 60 条の２に定める方針に基づき必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

２　教育課程の編成に当たっては、各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（教育方法等）

第 70 条の２　大学院（教育学研究科専門職学位課程を除く。）の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

２　教育学研究科専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

３　前２項に定める大学院の各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他本学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができる。

４　教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

５　各研究科が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、第 23 条第１項に規定する基準を考慮して各研究科が定める時間の授業をもって１単位とする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第 70 条の３　本学は、大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

２　本学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

（履修方法）

第 71 条　各研究科における授業科目の内容、単位数及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、各研究科において定める。

２　教育上有益と認めるときは、他大学の大学院において、当該大学院の授業科目を履修することができる。

３　前項の規定により履修した授業科目の単位は、各研究科委員会の議を経て、15 単位を超えない範囲で、本学で履修した単位に算入できる。ただし、教育学研究科専門職学位課程においては、24 単位を超えない範囲とする。

４　前２項の規定は、第 82 条の規定による留学の場合に準用する。

（長期にわたる教育課程の履修）

第 72 条　学生が、職業を有している等の事情により、第 63 条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

２　前項の規定により、計画的な履修を認められた者の受入れについて、必要な事項は、各研究科において定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第 73 条　各研究科は、教育上有益と認めるときは、学生が当該研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第 15 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該研究科委員会の議を経て、研究科長が当該研究科に入学した後の当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第 71 条第３項に規定する単位とは別に 15 単位を超えない範囲で、修了の要件として算入できるものとする。ただし、第 71 条第３項の規定本文による単位数と合わせて 20 単位を超えない範囲とする。

３　前項の規定にかかわらず、教育学研究科専門職学位課程においては、第 71 条第２項の規定により履修した単位数及び第 76 条第５項の規定により免除された単位数と合わせて、24 単位を超えない範囲で修了の要件として算入できるものとする。

４　各研究科（博士後期課程を除く。）は、入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮について、１年を超えない範囲で定めるものとする。

（研究指導委託）

第 74 条　研究科において、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）との協議に基づき、学生に他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程又は博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、１年を超えないものとする。

（単位の認定）

第 75 条　単位の認定は、試験又は研究報告等によって行い、合格した科目については所定の単位を与える。ただし、第 37 条第４号及び第 83 条の規定により除籍された者については、授業料未納期間に係る単位は認定しない。

（成績評価基準等の明示等）

第 75 条の２　各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに１年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（課程の修了要件）

第 76 条　修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に２年以上在学し、30 単位（健康科学研究科看護学専攻実践看護者育成コースがん看護領域にあっては、46 単位、実践基盤助産学領域にあっては、61 単位、健康科学研究科心理科学専攻にあっては、42 単位、医学獣医学総合研究科医科学獣医科学専攻にあっては、生物系以外の学部を卒業した者は「基礎細胞生物学」２単位を含む 32 単位）以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、１年以上在学すれば足りるものとする。

２　医学獣医学総合研究科博士課程の修了要件は当該課程に４年、健康科学研究科博士後期課程及び農学工学総合研究科博士後期課程の修了要件は当該課程に３年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学獣医学総合研究科博士課程にあっては３年、健康科学研究科博士後期課程にあっては２年、農学工学総合研究科博士後期課程にあっては修士課程の在学期間を含めて３年以上在学すれば足りるものとする。

３　前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 156 条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、健康科学研究科博士後期課程及び農学工学総合研究科博士後期課程に入学した場合の当該課程の修了要件は、当該課程に３年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、健康科学研究科博士後期課程にあっては２年以上、農学工学総合研究科博士後期課程にあっては当該課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

４　教育学研究科専門職学位課程の修了要件は、当該課程に第 63 条第４項で定める標準修業年限以上在学し、48 単位以上を修得するものとする。

５　教育学研究科専門職学位課程は、教育上有益と認めるときは、当該課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有するものについて、10 単位を超えない範囲で、実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

６　教育学研究科専門職学位課程は、第 73 条の規定により当該課程に入学する前に修得した単位を当該課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の課程の標準修業年限の２分の１を超えない範囲で当該課程が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも１年以上在学するものとする。

（修士論文及び博士論文の審査）

第 77 条　修士論文及び博士論文の審査については、別に定める。

２　各研究科は、必要があるときは、修士論文及び博士論文の審査について他の大学院等の教員等の協力を求めることができる。

（最終試験）

第 78 条　最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文及び博士論文の審査に合格した者について行い、その成績は、合格及び不合格の２種とする。

２　最終試験に関し、必要な事項は、各研究科において定める。

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第 79 条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

２　本学の研究科において取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教員免許状の種類	免許教科

教育学研究科	教職実践開発専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、家庭、英語
		特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者
工学研究科	工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業、理科
農学研究科	農学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業、水産

第７節　休学、転学、留学、復学、退学及び除籍

（休学）

第 80 条　休学は、第 30 条及び第 31 条の規定を準用するほか、当該研究科において別に定める。

（転学）

第 81 条　学生が他の大学院に転学しようとするときは､その理由を具して当該研究科委員会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

（留学）

第 82 条　学生は、外国の大学で学修するため、研究科長の許可を経て留学することができる。

２　前項の留学期間は、第 63 条の期間に含まれるものとする。

（復学、退学及び除籍）

第 83 条　復学、退学及び除籍は、第 32 条、第 36 条及び第 37 条の規定を準用するほか、当該研究科において別に定める。

第８節　学位

（学位）

第 84 条　学位の種類は、次のとおりとする。

教育学研究科　教職修士（専門職）
健康科学研究科　修士（看護学）
修士（心理学）
博士（看護学）
工学研究科　修士（工学）
農学研究科　修士（農学）
修士（水産学）
修士（学術）
地域資源創成学研究科　修士（地域資源創成学）
医学獣医学総合研究科　修士（医科学）
修士（動物医科学）
博士（医学）
博士（獣医学）
農学工学総合研究科　博士（農学）
博士（工学）
博士（学術）

（学位授与）

第 85 条　修士課程、博士前期課程、健康科学研究科博士後期課程、医学獣医学総合研究科博士課程、農学工学総合研究科博士後期課程及び教育学研究科専門職学位課程を修了した者には、前条の区分に従い学位を授与する。
２　前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の健康科学研究科博士後期課程、医学獣医学総合研究科博士課程及び農学工学総合研究科博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。
３　学位に関する規程は、別に定める。

第９節　賞罰

（賞罰）

第 86 条　賞罰については、第 41 条及び第 42 条の規定を準用する。

第 10 節　研究生、科目等履修生、外国人留学生、特別聴講学生及び特別研究学生

（研究生、科目等履修生及び外国人留学生）

第 87 条　大学院に、研究生、科目等履修生及び外国人留学生を入学させることができる。
２　研究生、科目等履修生及び外国人留学生は、第 44 条、第 45 条及び第 47 条の規定を準用するほか、必要な事項は当該研究科において別に定める。

（特別聴講学生）

第 88 条　本学大学院の授業科目を履修することを希望する他の大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該他大学又は外国大学との協議に基づき特別聴講学生として授業科目の履修を認めることがある。
２　前項により、授業科目の履修を認められた学生は、前条第２項の規定を準用する。

（特別研究学生）

第 89 条　他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学大学院で研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受入れることがある。
２　特別研究学生に関する規程は、別に定める。

第 11 節　検定料、入学料及び授業料

（検定料、入学料及び授業料）

第 90 条　研究科の学生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、別に定める。
２　研究生及び特別聴講学生の検定料、入学料及び、授業料の額は、別に定める。ただし、特別聴講学生が国立の大学の学生であるときは、授業料は徴収しないものとする。
(1)　授業料は、それぞれの在学予定期間に応じ３月分又は６月分に相当する額を当該期間の当初の月に徴収するものとする。ただし、在学予定期間が３月未満又は６月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間の当初の月に徴収するものとする。
(2)　検定料及び入学料の徴収方法は、別に定める。
３　既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。ただし、授業料を納付した者について、死亡のため学籍を除いた場合は、既納の授業料のうち、月割計算により死亡した日の属する月の翌月以降の授業料を返還する。
４　経済的理由等又は特別な事情あるいはやむを得ない事情により、入学料又は授業料等の納付が困難な者は、別に定める内規により、入学料の免除あるいは徴収猶予、又は授業料等の免除あるいは徴収猶予の取扱いを受けることができる。

第 12 節　雑則

（準用）

第 91 条　大学院学生に関し必要な事項は、この章によるほか、前章の学部学生に関する規定を準用する。この場合において、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「学部教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第３章　別科

第１節　収容定員

（収容定員）

第 92 条　本学に置く別科の収容定員は、次のとおりとする。

別科名	専修	収容定員

畜産別科	畜産専修	4
	計	4

２　別科に関し必要な事項は、別に定める。

第２節　学年、学期及び休業日

（学年、学期及び休業日）

第 93 条　学年、学期及び休業日は、第２条から第４条までの規定を準用する。

第３節　修業年限及び在学期間

（修業年限）

第 94 条　本学別科（以下「別科」という。）の修業年限は、１年とする。

（在学期間）

第 95 条　在学期間は、１年とする。ただし、特別の事情があると認めたときは、願い出により２年を超えない範囲において、その延長を許可することができる。

第４節　入学

（入学の時期）

第 96 条　入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第 97 条　別科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2)　通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者

(3)　外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　専修学校の高等課程(修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6)　文部科学大臣の指定した者

(7)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8)　学校教育法第 90 条第２項の規定により大学に入学した者にあっては、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(9)　本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

（入学の志願）

第 98 条　入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、別科の基礎となる当該学部の長に願い出なければならない。

(1)　入学願書

(2)　調査書

（合格者の決定）

第 99 条　学長は、前条の規定による入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、当該別科委員会の議を経て、合格者を決定する。

（入学手続）

第 100 条　前条の規定による合格者で、別科に入学しようとする者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

（入学許可）

第 101 条　学長は、前条の規定により、入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に対し、入学を許可する。

第５節　履修方法等

（授業科目及び履修方法等）

第 102 条　別科で開設する授業科目及び履修方法等は、別に定める。
（単位の授与）
第 103 条　授業科目を履修し、その成績評価に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第 37 条第４号及び第 105 条の規定により除籍された者については、授業料未納期間に係る単位は認定しない。
第６節　休学、復学、退学及び除籍
（休学）
第 104 条　休学は、第 30 条の規定を準用する。
（復学、退学及び除籍）
第 105 条　復学、退学及び除籍は、第 32 条、第 36 条及び第 37 条の規定を準用する。
第７節　修了
（修了）
第 106 条　別科に１年以上在学し、所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。
第８節　賞罰
（賞罰）
第 107 条　賞罰については、第 41 条及び第 42 条の規定を準用する。
第９節　検定料、入学料及び授業料
（検定料、入学料及び授業料）
第 108 条　検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、別に定める。
２　既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。ただし、授業料を納付した者について、死亡のため学籍を除いた場合は、既納の授業料のうち、月割計算により死亡した日の属する月の翌月以降の授業料を返還する。
３　経済的理由等又は特別な事情あるいはやむを得ない事情により、入学料又は授業料等の納付が困難な者は、別に定めるところにより、入学料の免除あるいは徴収猶予、又は授業料等の免除あるいは徴収猶予の取扱いを受けることができる。
第 10 節　雑則
（準用）
第 109 条　別科学生に関し必要な事項は、この章によるもののほか、第１章の学部学生に関する規定を準用する。この場合において、「学部」とあるのは「別科」と、「学部長」とあるのは「別科長」と、「学部教授会」とあるのは「別科委員会」と読み替えるものとする。
附　則
１　この規則は、平成 16 年４月１日から施行する。
２　国立学校設置法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 29 号）附則第２項の規定に基づき、平成 15 年９月 30 日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた宮崎大学（以下「旧宮崎大学」という。）及び宮崎医科大学（以下「旧宮崎医科大学」という。）に在学し、かつ、平成 16 年３月 31 日に旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学に在学する者（「以下「在学者」という。）並びに在学者の属する年次に編入学等する者が、在学しなくなるまでの間、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）附則第 17 条の規定により、旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学を卒業するために必要とされる教育課程の履修その他教育上必要な事項は、旧宮崎大学又は旧宮崎医科大学の学則及びその他の規程等の定めるところによる。
３　旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学の大学院に在学し、かつ、在学者及び在学者の属する年次に転入学等する者が、在学しなくなるまでの間、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）附則第 17 条の規定により、旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学を修了するために必要とされる教育課程の履修その他教育上必要な事項は、旧宮崎大学大学院規程又は旧宮崎医科大学大学院学則及びその他の規程等の定めるところによる。
附　則
１　この規則は、平成 17 年４月１日から施行する。
２　第 61 条の表に定める修士課程及び博士前期課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 17 年度は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 17 年度
教育学研究科	学校教育専攻	14
	教科教育専攻	62
	計	76
医学系研究科	医科学専攻	30
	看護学専攻	10
	計	40
工学研究科	応用物理学専攻	15
	物質環境化学専攻	21
	電気電子工学専攻	54
	土木環境工学専攻	36
	機械システム工学専攻	30
	情報システム工学専攻	18
	計	174
農学研究科	生物生産科学専攻	21
	地域資源管理科学専攻	12
	森林草地環境科学専攻	10
	水産科学専攻	12
	応用生物科学専攻	21
	計	76

3　第 61 条の規定にかかわらず、工学研究科物質工学専攻及び情報工学専攻並びに農学研究科農林生産学専攻、生物資源利用学専攻及び動物生産学専攻の収容定員については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 17 年度
工学研究科	物質工学専攻	30
	情報工学専攻	8
	計	38
農学研究科	農林生産学専攻	40
	生物資源利用学専攻	15
	動物生産学専攻	21
	計	76

4　平成 16 年度以前に工学研究科物質工学専攻及び情報工学専攻並びに農学研究科農林生産学専攻、生物資源利用学専攻及び動物生産学専攻に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第 79 条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成 17 年５月 26 日から施行し、平成 17 年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成 17 年 10 月 27 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 17 年 12 月 22 日から施行し、第８条第５号及び第 66 条第５号の規定は、平成 17 年 12 月１日から適用する。

附　則

1　この規則は、平成 18 年４月１日から施行する。

2　平成 17 年度に工学研究科物質環境化学専攻に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第 79 条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成 19 年４月１日から施行する。

2　平成 18 年度以前に工学研究科博士前期課程に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第 79 条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　平成 18 年度以前に工学研究科に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。
4　第 61 条の表に定める農学研究科修士課程の平成 19 年度の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
農学研究科	生物生産科学専攻	37
	地域資源管理科学専攻	24
	森林草地環境科学専攻	20
	水産科学専攻	22
	応用生物科学専攻	41
	計	144

5　第 61 条の表に定める農学工学総合研究科博士後期課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 19 年度	平成 20 年度
農学工学総合研究科	資源環境科学専攻	4	8
	生物機能応用科学専攻	4	8
	物質・情報工学専攻	8	16
	計	16	32

6　第 61 条の規定にかかわらず、工学研究科博士後期課程物質エネルギー工学専攻及びシステム工学専攻の収容定員については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 19 年度	平成 20 年度
工学研究科	物質エネルギー工学専攻	12	6
	システム工学専攻	12	6
	計	24	12

附　則

この規則は、平成 20 年 1 月 24 日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附　則

1　この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
2　第 1 条の 2 の表に定める教育文化学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 20 年度から平成 22 年度までは、次のとおりとする。

学部	課程	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
教育文化学部	学校教育課程	450	500	550
	人間社会課程	80	160	240
	地域文化課程	90	60	30
	生活文化課程	120	80	40
	社会システム課程	180	120	60
	計	920	920	920

3　平成 19 年度以前に教育文化学部地域文化課程、生活文化課程及び社会システム課程に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第 18 条第 2 項に規定にかかわらず、なお従前の例による。
4　第 61 条の表に定める教育学研究科修士課程及び専門職学位課程の平成 20 年度の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程	専門職学位課程
教育学研究科	教職実践開発専攻		28
	学校教育支援専攻	10	
	計	10	28

5　第 61 条の規定にかかわらず、教育学研究科修士課程学校教育専攻及び教科教育専攻の平成 20 年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員

教育学研究科	学校教育専攻攻	8
	教科教育専	30
	計	38

6　第 61 条の表に定める医学系研究科博士課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 20 年度から平成 22 年度までは、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
医学系研究科	医学専攻	20	40	60
	細胞・器官系専攻	30	20	10
	生体制御系専攻	36	24	12
	生体防衛機構系専攻	12	8	4
	環境生態系専攻	12	8	4
	計	110	100	90

7　平成 19 年度以前に教育学研究科に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第 79 条第２項に規定にかかわらず、なお従前の例による。

8　平成 19 年度以前に教育文化学部及び教育学研究科に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成 20 年 12 月 26 日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成 21 年４月１日から施行する。

2　第１条の２の表に定める医学部医学科の入学定員は、平成 29 年度までのものとし、医学部医学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 25 年度までは、次のとおりとする。

学部・学科	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
医学部・医学科	605	610	615	620	625

附　則

1　この規則は、平成 22 年４月１日から施行する。

2　第１条の２の表に定める医学部医学科の入学定員は、平成 31 年度までのものとし、医学部医学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 22 年度から平成 26 年度までは、次のとおりとする。

学部・学科	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
医学部・医学科	615	625	635	645	655

3　第１条の２の表に定める農学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 22 年度から平成 24 年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
農学部	植物生産環境科学科	50	100	150
	森林緑地環境科学科	50	100	150
	海洋生物環境学科	30	60	90
	畜産草地科学科	50	100	150

4　第１条の２の規定にかかわらず、農学部食料生産科学科、生物環境科学科及び地域農業システム学科の平成 22 年度から平成 24 年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
農学部	食料生産科学科	180	120	60
	生物環境科学科	195	130	65
	地域農業システム学科	165	110	55

5　平成 21 年度以前に農学部食料生産科学科、生物環境科学科及び地域農業システム学科に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第 18 条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　第 61 条の表に定める医科学看護学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 22 年度
医科学看護学研究科	医科学専攻	15
	看護学専攻	10

7　第 61 条の表に定める医学獣医学総合研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医学獣医学総合研究科	医学獣医学専攻	23	46	69

8　第 61 条の規定にかかわらず、医学系研究科修士課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 22 年度
医学系研究科	医科学専攻	15
	看護学専攻	10

9　第 61 条の規定にかかわらず、医学系研究科博士課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医学系研究科	医学専攻	40	40	20

10　平成 21 年度以前に農学部及び医学系研究科に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成 24 年４月１日から施行する。

2　第１条の２の表に定める工学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成 26 年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
工学部	環境応用化学科	58	116	174
	社会環境システム工学科	53	106	159
	環境ロボティクス学科	49	98	147
	機械設計システム工学科	54	108	162
	電子物理工学科	53	106	159
	電気システム工学科	49	98	147
	情報システム工学科	228	224	220

3　第１条の２の規定にかかわらず、工学部材料物理工学科、物質環境化学科、電気電子工学科、土木環境工学科及び機械システム工学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
工学部	材料物理工学科	147	98	49
	物質環境化学科	204	136	68
	電気電子工学科	264	176	88
	土木環境工学科	174	116	58
	機械システム工学科	147	98	49

4　平成 23 年度以前に工学部材料物理工学科、物質環境化学科、電気電子工学科、土木環境工学科及び機械システム工学科に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第 18 条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　第 61 条の表に定める工学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 24 年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 24 年度
工学研究科	応用物理学専攻	32

	物質環境化学専攻	48
	電気電子工学専攻	63
	土木環境工学専攻	34
	機械システム工学専攻	34
	情報システム工学専攻	37

6　第 61 条の表に定める農学工学総合研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 24 年度及び平成 25 年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 24 年度	平成 25 年度
農学工学総合研究科	資源環境科学専攻	15	18
	物質・情報工学専攻	21	18

附　則

この規則は、平成 24 年５月 24 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 25 年４月 25 日から施行し、平成 25 年４月１日から適用する。

附　則

1　この規則は、平成 26 年４月１日から施行する。

2　第 61 条の表に定める教育学研究科学校教育支援専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 26 年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 26 年度
教育学研究科	学校教育支援専攻	18

3　第 61 条の表に定める看護学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず平成 26 年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 26 年度
看護学研究科	看護学専攻	10

4　第 61 条の規定にかかわらず、医科学看護学研究科医科学専攻及び看護学専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 26 年度
医科学看護学研究科	医科学専攻	15
	看護学専攻	10

5　第 61 条の表に定める農学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 26 年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 26 年度
農学研究科	農学専攻	68

6　第 61 条の規定にかかわらず、農学研究科生物生産科学専攻、地域資源管理科学専攻、森林草地環境科学専攻、水産科学専攻及び応用生物科学専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 26 年度
農学研究科	生物生産科学専攻	16
	地域資源管理科学専攻	12
	森林草地環境科学専攻	10
	水産科学専攻	10
	応用生物科学専攻	20

7　平成 25 年度以前に農学研究科生物生産科学専攻、地域資源管理科学専攻、森林草地環境科学専攻、水産科学専攻及び応用生物科学専攻に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第 79 条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8　第 61 条の表に定める医科学獣医学総合研究科修士課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 26 年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 26 年度
医学獣医学総合研究科	医科学獣医科学専攻	8

9　平成 25 年度以前に医科学看護学研究科に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成 28 年４月１日から施行する。

2　第 61 条の表に定める工学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 28 年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 28 年度
工学研究科	工学専攻	134

3　第 61 条の規定にかかわらず、工学研究科応用物理学専攻、物質環境化学専攻、電気電子工学専攻、土木環境工学専攻、機械システム工学専攻及び情報システム工学専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 28 年度
工学研究科	応用物理学専攻	17
	物質環境化学専攻	27
	電気電子工学専攻	36
	土木環境工学専攻	16
	機械システム工学専攻	19
	情報システム工学専攻	19

4　平成 27 年度以前に工学研究科応用物理学専攻、物質環境化学専攻、電気電子工学専攻、土木環境工学専攻、機械システム工学専攻及び情報システム工学専攻に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第 79 条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成 28 年４月１日から施行する。

2　第１条の２の表に定める教育学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までは、次のとおりとする。

学部	課程	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
教育学部	学校教育課程	120	240	360

3　第１条の２の規定にかかわらず、教育文化学部学校教育課程及び人間社会課程の収容定員は、次のとおりとする。

学部	課程	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
教育文化学部	学校教育課程	450	300	150
	人間社会課程	240	160	80

4　第１条の２の表に定める農学部植物生産環境科学科、森林緑地環境科学科、応用生物科学科、海洋生物環境学科、畜産草地科学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
農学部	植物生産環境科学科	202	204	206
	森林緑地環境科学科	202	204	206
	応用生物科学科	222	224	226
	海洋生物環境学科	123	126	129
	畜産草地科学科	211	222	233

5　第１条の２の表に定める地域資源創成学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域資源創成学部	地域資源創成学科	90	180	270

6　平成 27 年度以前に教育文化学部学校教育課程及び人間社会課程に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第 18 条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7　平成 27 年度以前に教育文化学部に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成 30 年４月１日から施行する。

２　第１条の２の表に定める医学部医学科の入学定員は、平成 31 年度までは同表の規定にかかわらず 110 人とし、収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 30 年度から平成 36 年度までは、次のとおりとする。

学部・学科	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
医学部・医学科	660	660	650	640	630	620	610

附　則

１　この規則は、平成 31 年４月１日から施行する。

２　平成 30 年度以前に農学部獣医学科に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第 18 条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、令和元年９月 26 日から施行する。ただし、改正後の第 66 条の規定は、平成 31 年４月１日から適用する。

２　平成 31 年度以前に農学部獣医学科に入学した者に係る休学期間については、改正後の第 31 条第２項の定めにかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和元年 11 月 28 日から施行し、令和元年 10 月１日から適用する。

附　則

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

２　第１条の２の表に定める医学部医学科の入学定員は、令和３年度までは同表の規定にかかわらず 110 人とし、収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和２年度から令和８年度までは、次のとおりとする。

学部・学科	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
医学部・医学科	660	660	650	640	630	620	610

３　第 61 条の表に定める教育学研究科修士課程及び専門職学位課程の令和２年度の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程	専門職学位課程
教育学研究科	教職実践開発専攻 学校教育支援専攻	8	48
	計	8	48

４　平成 31 年度以前に教育学研究科修士課程に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第 79 条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

５　平成 31 年度以前に教育学研究科修士課程に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。

６　第 61 条の表に定める地域資源創成学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和２年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和 2 年度
地域資源創成学研究科	地域資源創成学専攻	5

７　第 61 条の表に定める医学獣医学総合研究科修士課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和２年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和 2 年度
医学獣医学総合研究科	医科学獣医科学専攻	18

附　則

この規則は、令和２年９月 24 日から施行する。ただし、改正後の第 71 条第３項並びに第 73 条第２項、第３項及び第４項の規定は、令和２年６月 30 日から適用する。

附　則

1　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

2　第１条の３の表に定める医学部看護学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和３年度は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和 3 年度
医学部	看護学科	240(10)

3　第１条の３の表に定める工学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和３年度から令和５年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
工学部	工学科	370	740	1,110(10)

4　第１条の３の規定にかかわらず、工学部環境応用化学科、社会環境システム工学科、環境ロボティクス学科、機械設計システム工学科、電子物理工学科、電気システム工学科及び情報システム工学科の令和３年度から令和５年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
工学部	環境応用化学科	174	116	58
	社会環境システム工学科	159	106	53
	環境ロボティクス学科	147	98	49
	機械設計システム工学科	162	108	54
	電子物理工学科	159	106	53
	電気システム工学科	147	98	49
	情報システム工学科	162	108	54
		(20)	(20)	(10)

5　令和２年度以前に工学部環境応用化学科、社会環境システム工学科、環境ロボティクス学科、機械設計システム工学科、電子物理工学科、電気システム工学科、情報システム工学科に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第 18 条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和３年 12 月 23 日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

2　第１条の３の表に定める教育学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和６年度から令和８年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
教育学部	学校教育課程	500	520	540

3　第１条の３の表に定める農学部植物生産環境科学科、森林緑地環境科学科、応用生物科学科、海洋生物環境学科及び畜産草地科学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和６年度から令和８年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
農学部	植物生産環境科学科	206	204	202
	森林緑地環境科学科	206	204	202
	応用生物科学科	226	224	222
	海洋生物環境学科	129	126	123
	畜産草地科学科	233	222	211

4　第 61 条の表に定める工学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和６年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和 6 年度
工学研究科	工学専攻	278

附　則

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

2　第１条の３の表に定める農学部農学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和７年度から令和９年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
農学部	農学科	235	470	705

3　第１条の３の規定にかかわらず、農学部植物生産環境科学科、森林緑地環境科学科、応用生物科学科、海洋生物環境学科及び畜産草地科学科の令和７年度から令和９年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
農学部	植物生産環境科学科	154	102	50
	森林緑地環境科学科	154	102	50
	応用生物科学科	169	112	55
	海洋生物環境学科	96	63	30
	畜産草地科学科	172	111	50

4　令和７年度以前に工学部工学科に入学した者並びに令和６年度以前に農学部植物生産環境科学科、森林緑地環境科学科、応用生物科学科、海洋生物環境学科及び畜産草地科学科に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第 18 条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、令和９年４月１日から施行する。

2　第 61 条の表に定める健康科学研究科心理科学専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和９年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和 9 年度
健康科学研究科	心理科学専攻	6

3　第 61 条の表に定める健康科学研究科博士後期課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和９年度及び令和 10 年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和 9 年度	令和 10 年度
健康科学研究科	看護学専攻	3	6

○宮崎大学大学院健康科学研究科委員会規程（案）

平成 26 年４月１日
制定

（趣旨）

第１条　この規程は、宮崎大学研究科委員会規程第６条の規定に基づき、宮崎大学大学院健康科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第２条　委員会は、健康科学研究科（以下「研究科」という。）に関わる次に掲げる事項を審議する。

(1) 研究科の教員人事に関する事項
(2) 研究科の予算に関する事項
(3) 研究科の教育課程の編成に関する事項
(4) 研究科学生の入学及び修了に関する事項並びに学位の授与に関する事項
(5) 研究科学生の在籍に関する事項
(6) 研究科の教育研究活動等の改善など質の保証に関する事項
(7) 研究科に関する諸規則の制定及び改廃に関する事項
(8) その他研究科の教育又は研究に関する重要事項

（組織）

第３条　研究科委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究科長
(2) 副研究科長
(3) 研究科担当の専任の教授
(4) 医学部事務部長

２　研究科委員会が必要と認めたときは、前項に定める者のほか、研究科以外の組織の者を加えることができる。ただし、学長が認めた場合に限る。

（議長）

第４条　研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

２　議長は、研究科委員会を主宰する。

３　研究科長に事故があるときは、副研究科長がその職務を代行する。

（会議）

第５条　研究科委員会は、定例委員会及び臨時委員会とする。

２　定例委員会は、原則として毎月１回、臨時委員会は、議長が必要と認めたとき又は委員の３分の１以上の要請があったとき招集するものとする。

３　研究科委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、海外出張中及び海外研修中の委員は、委員の数から除くものとする。

４　研究科委員会の議事は、特に定めるもののほか、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　前項の規定にかかわらず、第２条第１号及び第４号の議決については、看護学専攻及び心理科学専攻のそれぞれの委員（海外出張中及び海外研修中の委員は除く。）の３分の２以上の同意がなければならない。

（委員以外の者の出席）

第６条　議長は、必要と認めたときは、委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

（研究科運営委員会）

第７条　研究科委員会に、研究科の運営を円滑に行うため研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

２　研究科委員会が、運営委員会に委ねた事項については、運営委員会の議決をもって研究科委員会の議決とすることができる。

３　運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

（専攻会議）

第８条　研究科委員会に、研究科の運営を円滑に行うため各専攻ごとに専攻会議を置く。

２　研究科委員会又は運営委員会が、専攻会議に委ねた事項については、専攻会議の議決をもってそれぞれの議決とすることができる。

３　専攻会議の組織及び運営に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

（専門委員会）

第９条　研究科委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

２　専門委員会に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

（事務）

第 10 条　委員会の事務は、教育学部・地域資源創成学部事務部及び医学部総務課の協力を得て、医学部医療人育成課において処理する。

（雑則）

第 11 条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

附　則

１　この規程は、平成 26 年４月１日から施行する。

２　この規程改正前の医科学看護学研究科に係る委員会については、なお従前の例による。

附　則

この規程は、平成 27 年４月 21 日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年 12 月２日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年９月 16 日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

１　この規程は、令和９年４月１日から施行する。

２　この規程改正前の看護学研究科に係る委員会については、なお従前の例による。